

## まえがき

### ——金融機関の債権に対する考え方の変化を感じる

私が「債権の本質」について考え始めたのは、前職である銀行員として実務に東奔西走している頃であった。具体的には、中小企業向けの融資担当業務を経て、銀行本部で決算を担当する部署である総合企画部に配属された頃に遡る。約25年以上も前のことだ。

銀行の決算は、一般的な企業と異なり、貸倒引当金の考え方で大きく変化する構造になっている。そのため、ある取引先の債権の評価如何によって、決算の数字に直接影響が及ぶものであった。例えば、破綻懸念先と評価された債権については、個別に引当を行う必要性があり、それは銀行にとって単年度であっても大きな影響が出てしまう。

一銀行員に過ぎない当時の私は、上手く言語化できないものの、貸倒引当金を積む必要性について疑問を抱きながら決算業務に従事していた記憶がある。なぜなら、単純な話だが、貸倒引当金を計上している取引先の将来性が評価できれば、その貸倒引当金は取崩すこととなり、利益として計上することができるのである。債権者たる金融機関が債務者たる取引先企業に対して支援することを表明し、取引先企業もそれに応じて、経営計画を実行することを明確にすれば、その債権は「毀損しているかどうか」の判断が難しくなる。別の言い方をすれば、債権者と債務者が協力し合っていれば、債権は永久に毀損することはないといえるのではないか。そのように感じたことが、今日まで続く私の研究者マインドの第一歩だったように思える。

その第一歩から歩みをさらに早めるきっかけとなったのが、当時の法人税法における貸倒の問題である。金融機関が債権の回収可能性がないと判断しても、当時の法人税法上、取引先企業が法的に破綻するまで無税での償却は認められなかった。これは金融機関における実務を大きく狂わせていたといっても過言ではないほど、金融支援の現場を苦しめていたのである。

支援をしたくても、破綻懸念のある企業を支援することは金融機関自らの財政状況を悪化することにつながる可能性があり、法的整理にステージを進

めなければ、いつまで経っても貸倒引当金を計上し続けなければならない不条理な実態が生じていた。貸倒引当金を計上し続けることは、当時の税効果会計における観点からも限界があり、加えて、金融機関の本分である事業者支援をも法人税法が阻害する結果を生み出していた。

私自身も担当している取引先を救済したくてもできないもどかしさに襲われ、幾度となく涙を呑む経験をした。その中で、この状況を打開し、自身の業務のみならず、金融実務を円滑に行える活路を見出すために書き留めたのが、後述（第1章第1節）にて掲載する税理士会受賞論文である。この論文は一見、法人税法に主眼を置いた論文のように見えるが、私の中では「債権の本質」を突くような考え方をまとめたものと自負している。

先に記した考え方と類似するが、債権とは、債務者が事業継続を諦め、債権者が回収を断念した段階で、その債権は毀損する。金融実務においては、債権者たる金融機関が主導するかたちで債権の回収可能性の判断や不動産担保の有無によって債務者を評価する考え方が横行していた。貸倒の考え方もそうだが、債権者または債務者どちらか一方の立場から債権が評価される実態がそこにあった。債権者と債務者が寄り添い、債権の実現に向けて双方が協力して債権の価値を高めるといふ本質的な活動は、わかっているも行動できない環境や文化により上手く対応できないもどかしさがあった。そこに一石を投じたいという想いはこの論文を契機にさらに高まることになった。

そして私を銀行員から研究者へといざなう決定打となったのがABLの考えである。私自身もABLを金融実務で活用した経験があり、その使用感において大きな疑問を抱いたことが「債権の本質論」を本格的に研究したいという欲求を駆り立てた。ABL融資の考え方は画期的であり、これからの時代を席卷する可能性を大いに感じたが、残念ながら現場に浸透することはなかった。その理由として、ABLを回収のための担保と考えたときに、金融機関にとって、対抗要件の問題や事務手続きの複雑さなど、割に合わない取り組みと判断されてしまったことが挙げられる。

ABLは、事業そのものを担保にする考え方である。債権者が債務者の事業そのものを理解することで担保としての機能を強化させることになる。「債権の本質」をそのまま制度化したようなこの考え方は、まさに私が理想としている金融実務のムーブを体現しているように思えた。金融実務においてどのように「債権の本質」を具現化しつつ制度と環境を整えていくか。

ABLは私の研究指針を明確にする道標として壮大な光を放っていた。この道を辿った先に、金融界の未来があると思えたのだ。研究者としてのキャリアを重ねることが叶ったのは2006年のことだった。ご縁を結ぶことができた追手門学院大学にて、齢35歳、出遅れた研究者人生が始まった。

初めから明確に研究したい題材があったことは、いまとなつては贅沢なことであったが、当時はそれを表現する、発表することに苦難を覚え、研究活動が軌道に乗るまで随分と時間を要した。非常に鬱屈とした時間が流れていた。そのような中、2014年に転機がおとずれた。金融庁が不動産融資に偏った銀行の取引慣習に対して警鐘を鳴らし、取引先企業の将来性や事業内容を評価して融資を推進する「事業性評価融資」の概念を押し出しはじめた。先見の明があった、とはさすがに言えないが、事業性評価に基づく融資推進の取組は、ABLが醸し出していた魅力をそのまま形を変えて体現しており、私が理想としている金融支援が現実味を帯びてくることとなった。

「債権の本質」を具現化した金融実務を理想に掲げて研究をはじめて約20年、これまでの研究活動が金融庁の考えとリンクしはじめたこともあり、多くの金融機関から「事業性評価」に関する研修のオファーをいただくことになった。これまでの研究成果をそのままダイレクトに伝えることができたため、ある意味準備万端であり、声さえかかれば、いつでもどこでもそのニーズに応えることができた。しかも、自身の考えをただ一方的に伝えるだけでなく、各金融機関が直面している現実的な問題や課題のヒアリングも同時に行うことができたため、自身の研究がより実践的に、かつ、深みを増すことにつながった。多くの金融機関職員を育成し、地域金融機関の活性化を促す社会貢献を実行しながら、自身の研究をより研ぎ澄ましていくこの活動は研究者冥利に尽きるものであった。

多くの金融機関と接点を持ち、自身の考えを、ひいては金融庁が推進しようとしている取り組みを実装しようとする活動が評価され、近年では経済産業省からお声がけいただき、ローカルベンチマークガイドブックの編集委員として策定に携わることや金融庁が公表した「業種別支援の着眼点」の研究委員会委員、さらには近畿財務局のアドバイザーとして地域金融機関の融資担当者の指導役を担うなど、行政とタッグを組む機会が増えた。「債権の本質」を追究する、と初志貫徹突き進んだことがこうして実を結ぶことになるとは、いまでも夢心地である。

現在、コロナ禍における事業者支援として多くの中小企業を救済することになったゼロゼロ融資が、また私の中で大きな転換期の訪れを予感させている。新型コロナウイルス感染症によって多くの中小企業が窮地に立たされ、各金融機関は、取引先企業の事業を継続させるために全力で支援しなければならない状況が続いている。コロナ禍初期に支援策として導入されたゼロゼロ融資は、多くの企業の延命措置として文字どおりの役割を果たした。2023年に入り、多くの企業がゼロゼロ融資の返済開始時期を迎える。この間、返済に耐えられるほど業績を回復させた企業は僅かで、ほとんどの企業がいまだに苦しい状況下にある。各金融機関もこのまま指を咥えて見ているだけでは、自らの債権も毀損することになってしまうため、凶らずも債務者たる取引先企業の事業支援をしなければ、惨事を回避することができない。

そうした時代背景もあって、2014年に打ち出された「事業性評価に基づく融資」はここにきて金融機関の間で加速度的に浸透し、コロナ禍という難局を乗り切るための合言葉のようになってきている。債権者たる金融機関と債務者たる取引先企業が協力して債権の実現に向けて活動する世界が現実広がっているのだ。

未曾有の事態であるため、決してその状況に浮かれることはできないのだが、かつて金融機関の研修で伝えても、あまり評価されなかった「債権の本質」論は、いまや皆が真剣な眼差しを向ける考え方に昇華した。一昔前まで、金融機関にとって「良い債権」とは回収可能性の高い債権のことを指していた。そのため不動産担保や保証に頼る実務が当然になっていたのは紛れもない事実だ。それが、ABLや事業性評価の考え方を経て、コロナ禍が後押しするかたちで、債権に対する考え方にパラダイムシフトを起こした。

これから数年以内の議論として、包括担保法制が注目を集めることが予想される。包括担保法制は、事業成長担保権と呼ばれ、端的にいえば債務者である取引先企業の「事業そのもの」を担保にする考え方である。それこそ動産資産を担保にするABLの発展的な考え方であるといっていいただろう。事業性評価に基づく融資の実効性を高め、もはや金融機関の本業となりつつある事業者支援を実現するための担保として、理念上は促進する意義が大きい考え方である。

しかしながら、現場への浸透を考えた際に、ABLと同じ轍を踏んではならない。ABLが中小企業の資金調達等の金融実務において普及しなかった

事実をあらためて真摯に受け止め、次のルール作りに着手しなければならない。その際の着想としてヒントにしなければならないのが、池田眞朗教授が提唱している「行動立法学」の考え方である。私が提唱する「債権の本質」を追究すると、行き着く先には「人」がいる。金融機関の担当者は、中小企業を運営する社長やそこで働く従業員、ひいてはその企業が守ってきた地域、街そのものを守るために地域金融機関としての職責を果たさなければならない。その支援策を活かすも殺すもそれを取り巻く法律が鍵を握る。

かつて貸倒の認定が難しかった法人税法は、ひとつの事件（判例）によって、金融実務に劇的な変化をもたらした。実際に活用する人、それによって恩恵を受ける人がどう使うのか、どうすれば使いやすくなるのか。それはこれまでの長い民法学の歴史において当然とされた「解釈論」の視点から、学術的に綺麗な法整備をすることとはやや相対する。実理をとった法整備こそこれからの金融実務を支えることにつながると考えられる。「債権の本質」が理念として浸透しつつあり、私の掲げた理想像がより明確になっていく中で、次になすべきことの一つとして、新しい制度における法整備は欠かすことのできない観点である。

また、「債権」という実態のない概念を良質化しようとする発想を転換し、「債権」によって結ばれる「人」がどうなることで双方の目的が達成できるのか、どのように「債権」を育むことでみんな幸せになるのか。「人」を成長させるアプローチから「債権」を見つめ直す必要が出てきていると感じている。「債権」という言葉はどうしても法律用語であり多くの人が共通認識をするにはややハードルが高い概念である。ローカルベンチマークの考え方ではないが、「債権」が指す意味を金融機関と取引先企業の担当者の中で、共通言語化する取り組みが必要である。その具体的な一つの活動として、私が日頃から携わっている金融機関の研修や行政と連携した活動による考え方の流布が、「教授法の確立」にもリンクするように思える。

幸いなことに、私の論考はここ数年で様々な媒体を介して、世に送り出すことができた。どの論考においても金融機関の有する債権について「いかに債権の本質を理解してもらうか」に絞って発信してきている。2022年に発行した拙書は、あえて漫画や対話形式での解説を導入し、一人でも多くの金融機関職員に「事業性評価」を理解してもらうことを目的に執筆した。先述したローカルベンチマークガイドブックも金融機関側だけでなく、企業サイド

の目線で活用してもらうことを意識し、2つの視点でガイドブックを作成することに至った。これもまた、一人でも多くの人に制度や本質を理解してもらうための活動に尽きる。

こう振り返ると、私の研究は債権者と債務者の共通理解を生み出し、行動変容を促す段階にきているように思える。そうしたタイミングで、このように本書にこれまでの道筋をまとめることができる機会を得たことは万感の思いである。本書によって一人でも多くの方にとって役に立つことになれば幸いである。そして、予てからの希望である金融実務の光明になることを切に願う。

なお、本書は令和五年度追手門学院大学研究成果刊行助成金の助成を受けて出版することができた。この場を借りて関係の皆様には心から感謝し厚く御礼申し上げたい。

また、書籍の制作にあたっては株式会社経済法令研究会の皆様にお世話になった。あわせて感謝申し上げる。

2023年8月

水野浩児

## 目 次

まえがき 〈i〉

**序 説 金融実務における良質な債権の考え方の新展開と  
行動立法学**————— 1

- I. はじめに 〈1〉
- II. 債権の柔軟性と実務の硬直性から着想を得た債権の本質的意義への気付き 〈6〉
- III. 債権の本質的意義からの実務の考察と実務界のパラダイムシフト 〈7〉
- IV. 行動立法学的観点からの新しい法解釈 〈9〉
- V. ビジネス法務における教授法的重要性 〈11〉
- VI. ビジネス法務学へのパラダイムシフトと良質な債権の考え方へのアプローチ 〈12〉

**第1章 金融実務から考察する債権の本質**

第1章の概要—————16

**第1節 不良債権処理の根本的問題と部分貸倒れの損金算入  
の必要性**

—円滑な金融機能回復を目指して—……………19

- I. はじめに 〈20〉
- II. 不良債権処理と繰延税金資産問題の因果関係 〈21〉
  - 1) 不良債権処理の背後に潜む繰延税金資産の問題 〈21〉
  - 2) 不良債権問題解決策の提案 〈23〉
- III. 法人税の検証（22条・33条の考察） 〈23〉
  - 1) 法人税が実務に及ぼす影響 〈23〉
  - 2) 法人税法における金銭債権の評価（法人税法33条） 〈25〉
  - 3) 法人税法22条における損金 〈28〉
  - 4) 旧債権償却特別勘定からの考察 〈32〉
- IV. おわりに 〈33〉
  - 1) 新たな時代への対応 〈33〉
  - 2) 考察の結果ならびに解決策の提言 〈35〉

<b>第2節 債権者、債務者双方からの貸倒損失のアプローチの重要性 —資金調達環境改善の後押し—</b>	<b>36</b>
Ⅰ. はじめに	〈36〉
Ⅱ. 貸倒損失の判断	〈40〉
1) 法人税法22条における公正妥当	〈40〉
2) 貸倒損失の認識時期（法人税基本通達9—6—2及び法人税法33条の解釈）	〈41〉
Ⅲ. 興銀事件	〈44〉
1) 事件概要と最高裁判所の判旨	〈44〉
2) 検討（債権者・債務者の事情と貸倒損失の認識）	〈47〉
Ⅳ. 資金の流れを重視した貸倒損失の判断アプローチ	〈48〉
Ⅴ. 金融機関における適正なディスクロージャーと会計処理	〈50〉
Ⅵ. まとめ	〈51〉
<b>第3節 譲渡禁止特約と譲受人の重過失に関する判例の考察</b>	<b>54</b>
Ⅰ. はじめに	〈54〉
Ⅱ. 第1判例	〈54〉
1) 事件の概要	〈54〉
2) 事件の争点	〈55〉
3) 判旨	〈58〉
Ⅲ. 第2判例	〈60〉
1) 事件の概要	〈60〉
2) 事件の争点	〈61〉
3) 判旨	〈62〉
Ⅳ. 考察	〈63〉
1) 序論	〈63〉
2) 最判昭和48年7月19日の概略	〈64〉
3) 民法466条2項の趣旨	〈67〉
4) 重過失の認定	〈68〉
5) 比較検討	〈70〉
Ⅴ. 結び	〈72〉
<b>第4節 金融円滑化法期限到来から考察する債権譲渡の実相</b>	<b>76</b>
Ⅰ. 資金調達の多様化と金融円滑化	〈76〉
1) 現代社会の金融情勢と課題	〈76〉
2) 資金調達の多様性と債権譲渡	〈78〉
Ⅱ. 金融円滑化法期限到来の影響	〈80〉
1) 金融円滑化法期限到来と金融検査マニュアルの改訂	〈80〉
2) 監督方針に係る積極的な金融仲介機能の発揮	〈82〉
Ⅲ. ABL融資活用の及ぼす影響	〈84〉
1) ABLの積極活用と債権の良質化	〈84〉



2) 「債務者のための担保」の必要性 〈86〉

3) 債務者を活性化させる担保へ 〈87〉

IV. 結び 〈88〉

## 第5節 金融円滑化における担保のあり方と債権譲渡の実相 ……91

I. 金融の仲介機能の発揮 〈91〉

1) 金融円滑化に向けた取り組み 〈91〉

2) 金融の仲介機能の発揮 〈93〉

3) 金融の仲介機能と担保 〈95〉

II. ABLの観点から考察する債権譲渡の実相 〈97〉

1) 動産債権譲渡特例法の制定と「担保」の考え方 〈97〉

2) ABLの新しい担保概念 〈98〉

3) ABLの潜在的機能 〈99〉

III. 運転資金ファイナンスと在庫評価の確立 〈101〉

1) 在庫評価の確立とABLの普及 〈101〉

2) 在庫担保の問題点と今後のABLのあり方 〈103〉

IV. 結び 〈105〉

## 第2章 ビジネス法務学につながる事業性評価と債権の本質的意義

第2章の概要 ……………110

### 第1節 現代における債権譲渡行為の実相とその問題点 ……113

I. はじめに 〈113〉

1) 複雑化する資金調達手法 〈113〉

2) 金銭債権の実相と問題認識 〈115〉

II. 現在における債権譲渡の実相 〈117〉

1) 金融実務における実相 〈117〉

2) 金融庁検査の本質的意義（自己査定導入の経緯） 〈119〉

3) 金融機関における貸付債権の保全 〈121〉

4) 担保的機能としての債権譲渡の変遷 〈121〉

III. 債権譲渡をめぐる判例法理の検証 〈122〉

1) 将来債権譲渡に関する判例法理の進展 〈122〉

2) 譲渡禁止特約に関する判例法理の進展 〈125〉

IV. 金融庁検査における債権譲渡担保の実相 〈127〉

1) 金融庁「金融検査マニュアル」及び自己査定と債権償却 〈127〉

2) 資産自己査定と貸倒償却に関する日本公認会計士協会の実務指針 〈127〉

3) 債権償却及び貸倒引当金計上と債権譲渡の関連性 〈128〉

4) 金融円滑化法の本質 〈129〉

V. 結び 〈130〉

**第2節 企業経営における事業性評価のポイント**  
—ローカルベンチマークの活用— .....132

- I. 金融行政の変遷と事業性評価 〈132〉
- II. 担保保証から事業性評価へ（債権の質向上への取り組み） 〈136〉
- III. ローカルベンチマークの活用 〈138〉
- IV. ABLを活用した事業性評価 〈140〉

**第3節 中小企業金融における事業性評価の本質的意義**  
—金融検査マニュアル廃止後における良質な債権の考え方— .....142

- I. 地域金融機関を取り巻く環境の変化 〈143〉
  - 1) 地域金融機関の変革の経緯 〈143〉
  - 2) 金融行政の組織改革 〈145〉
- II. 事業性評価と関連施策の変遷 〈147〉
  - 1) 事業性評価の本質的意義 〈147〉
  - 2) 金融検査マニュアルの限界 〈148〉
  - 3) 将来キャッシュフローの把握と検査マニュアル廃止後の対応（事業性評価） 〈149〉
- III. 地域金融機関の事業性評価融資の取り組み 〈152〉
  - 1) 地域金融機関の事業性評価と経営者保証に関するガイドライン 〈152〉
  - 2) 事業性評価に基づく融資と「対話」 〈153〉
  - 3) 事業性評価におけるローカルベンチマークの活用 〈154〉
  - 4) 事業性評価の実践と金融実務への影響 〈156〉
  - 5) 運転資金の借入形態の課題と債権の本質 〈157〉
  - 6) 信用保証協会の制度改革 〈158〉
- IV. 債権の本質的価値と事業性評価の牽連性 〈159〉
  - 1) 債権の本質と事業性評価 〈159〉
  - 2) ABLの活用と事業性評価の牽連性 〈161〉
  - 3) ABLの本質的意義と事業性評価 〈162〉
  - 4) ABLの位置付けと譲渡制限特約 〈163〉
- V. これからの地域金融機関への期待 〈165〉

**第3章 行動立法学からみる包括担保法制(事業成長担保権)**  
第3章の概要 .....165

**第1節 地域金融に有益な包括担保法制と行動立法学**  
—本業支援に必要な事業性評価の応用と債権の本質を考える— .....170

- I. はじめに —地域金融機関が目指す方向性とは— 〈170〉
- II. 良質な債権の考え方と金融検査マニュアル廃止の影響 〈172〉
  - 1) 債権の本質と良質な債権 〈172〉
  - 2) 金融検査マニュアル廃止と事業性評価 〈173〉

III.	包括担保法制の検討に必要な実務の影響とABLの教訓	〈174〉
1)	事業成長担保権（事業を生かす担保）への期待	〈174〉
2)	ABLの教訓 — 「生かす担保」 —	〈176〉
3)	制度を使う側の悲しい現実	〈177〉
IV.	立法者の姿勢と行動立法学の提唱	〈177〉
1)	立法に対してどう対峙するか — 行動立法学の教え —	〈177〉
2)	新時代のルール作り — 行動立法学と実務 —	〈178〉
V.	地域経済エコシステムの中核を担う地域金融人材とは	〈180〉
1)	地域経済エコシステムを導入した地域活性化に向けて	〈180〉
2)	競争から協調へ — 令和における金融機関同士の関係性として求めること —	〈181〉
3)	これからの地域金融人材とは	〈181〉
<b>第2節 顧客支援と包括担保法制の牽連性</b>		
— 生かす担保ABLの考え方の再評価と事業性評価に基づく融資 — ……183		
I.	包括担保法制と顧客支援の牽連性	〈183〉
1)	本業支援と包括担保法制の考え方	〈183〉
2)	事業性評価との牽連性	〈184〉
II.	生かす担保 — ABLの再評価と包括担保法制 —	〈185〉
1)	ABLの悲劇	〈185〉
2)	行動立法学の必要性	〈186〉
3)	事業成長担保権（仮称）への期待	〈187〉
III.	ABLの応用とこれからの顧客支援	〈188〉
1)	ABLのあるべき姿	〈188〉
2)	事業性評価に基づく融資とABLの活用	〈189〉
IV.	包括担保法制の円滑な導入とABLの再評価	〈191〉
1)	金融人材育成への期待	〈191〉
2)	地域金融機関の使命と立法者への期待	〈192〉
<b>第3節 中小企業金融の近未来と事業成長担保権の評価</b>		
— ABL再考 — ……194		
I.	はじめに	〈194〉
II.	行動立法学的観点からのアプローチの必要性	〈195〉
1)	行動立法学とは	〈195〉
2)	「新たな担保」としての期待（従来型の担保ではない新たな類型）	〈196〉
3)	事業成長担保権における経営改善計画（再生支援のケース）	〈197〉
III.	事業成長担保権の利用局面・生かす担保としての活用	〈198〉
1)	事業成長担保権の活用イメージ	〈198〉
2)	「包括担保法制」において解釈論が先行することに対する危惧	〈200〉
IV.	事業者（担保設定者）の行動変容	〈201〉
1)	「事業を解体する担保」から「事業を生かす担保」への原点回帰	〈201〉

- 2) 「良き債権者」とは 〈203〉
- 3) 金融機関の取引先企業との向き合い方—顧客(お客様)という視点— 〈205〉
- 4) 債権の良質化に向けた「使う側」のスキルアップ 〈206〉
- 5) 事業者支援マインドの向上と中小企業金融の近未来 〈208〉
- V. 人材育成(目利き力)とコンサルティング機能 〈209〉
  - 1) 金融検査マニュアルがもたらした弊害 〈209〉
  - 2) 人材育成の重要性 〈210〉
  - 3) 柔軟な運用とABLの再考 〈211〉

## 第4章 ビジネス法務学と実務をつなぐ教授法の実践

第4章の概要——214

### 第1節 私の実務家教員論——銀行員から大学学部長へ………217

- I. はじめに 〈217〉
- II. 金融機関での経験と研究者への想い 〈218〉
  - 1) 金融実務経験から得た「本質」への気付き 〈218〉
  - 2) 研究者への転身を決定づけた運命の出会い——人間万事塞翁が馬 〈220〉
  - 3) 研究者として進むべき道 〈222〉
- III. 研究内容の紹介 〈224〉
  - 1) ABLの再考と債権の本質的意義への理解 〈224〉
  - 2) 「探求的対話」と「共通価値の創造」の浸透 〈226〉
  - 3) 円滑なコミュニケーションを生み出すローカルベンチマークとABLの有用性 〈228〉
  - 4) これからの担保の在り方と包括担保法制 〈229〉
  - 5) 民法改正から見る行動立法学的重要性と行動立法学を支える協力体制の構築 〈231〉
- IV. 結びにあたって—「現実」の理解を 〈233〉

### 第2節 金融機関職員に求められる能力とは コンサルティング能力向上講座(第1回)………236

- I. はじめに —現在の金融業界の現状と課題— 〈236〉
- II. 金融行政の変遷と事業性評価導入の経緯 〈237〉
  - 1) 金融機関を取り巻く環境の変化 〈237〉
  - 2) 事業性評価と日本再興戦略との関連性 〈238〉
  - 3) 「事業性評価に基づく融資」の実情 〈238〉
  - 4) 金融行政の変遷 〈239〉
- III. ローカルベンチマークの活用と支援者間の連携 〈241〉
- IV. 担保・保証に頼らない融資の実践 〈242〉

### 第3節 令和の金融への対応、地域金融機関の常識を変える 必要性

令和時代に求められる地域企業支援のための人材育成(第1回) …243

- I. はじめに 〈243〉
- II. 令和の金融の本質 〈244〉
  - 1) 令和の金融に向けて 〈244〉
  - 2) 金融行政の変遷 〈245〉
  - 3) 心理的安全性の確保を謳う新しい金融行政方針 〈246〉
- III. 令和の金融と人材育成 〈247〉
  - 1) 金融育成庁への決意 〈247〉
  - 2) 事業性評価を阻害する管理・監督職の存在 〈247〉
- IV. 債権の本質的意義から金融機関のあり方を捉え直す 〈248〉
  - 1) 債権の本質的意義 〈248〉
  - 2) 地域金融機関の試金石 〈249〉

### 第4節 実抜計画とロカベンの併用で「伴走支援」を確固たる ものに

一企業評価から地域理解へのウイングを広げ、共にリスクテイクを— ………………250

- I. ゼロゼロ融資に惑わされない「債権の本質的意義」に基づいた本業支援とは 〈250〉
- II. 金融検査マニュアル廃止と将来キャッシュフローの重要性 〈252〉
- III. 実抜計画への再注目とローカルベンチマークの親和性 〈253〉
- IV. 地域経済における金融機関の役割とは 〈254〉

### 第5節 ローカルベンチマークを活用した企業支援のすすめ ローカルベンチマークと企業支援 ～金融機関と企業の対話～ …256

- I. 金融機関が注力する「事業性評価に基づく融資」とは 〈256〉
  - 1) 事業者支援に必要な対話と対話の質を高めるローカルベンチマーク 〈256〉
  - 2) 事業性評価に基づく融資とは 〈257〉
  - 3) ローカルベンチマークの優位性とは 〈258〉
  - 4) 債権の本質からみたローカルベンチマーク 〈259〉
- II. ローカルベンチマークが金融実務に役立つポイント 〈260〉
  - 1) ロカベン活用の好事例とは 〈260〉
  - 2) 財務分析シートの活用方法 〈261〉
  - 3) マーケティングフレームワークとローカルベンチマーク 〈262〉
- III. 財務情報と非財務情報の関連性 〈265〉
  - 1) 非財務情報の整理に強いからこそ財務情報にも強いローカルベンチマーク 〈265〉
  - 2) ローカルベンチマークの効果が最大限発揮される場面とは 〈265〉

- IV. 中小企業活性化と企業の在り方 〈268〉
- V. 経営者の行動変容につながるローカルベンチマークの活用 〈268〉
  - 1) 世代間ギャップの解消にも使えるローカルベンチマーク 〈268〉
  - 2) ローカルベンチマークを活用した企業支援とは 〈269〉

## 第5章 ビジネス法務学への期待及び債権の良質化の変容と展望

第5章の概要 .....272

### 第1節 「水野ゼミ」によるビジネス法務学の実践と教授法の事例 .....274

- I. 「水野ゼミ」発足までの経緯 〈274〉
  - 1) 地方創生企画推進メンバー（通称：ちほめん）とは 〈274〉
  - 2) 「水野ゼミ」誕生へ 〈275〉
- II. 「水野ゼミ」の活動記録 〈277〉
  - 1) 令和3年度前期における活動実績 〈277〉
  - 2) 令和3年度後期における活動実績 〈279〉
  - 3) 令和4年度前期における活動実績 〈280〉
  - 4) 令和4年度後期における活動実績 〈281〉
- III. 地域金融機関が持つべきサステナブルの観点 〈282〉

### 第2節 ABL再考——事業成長担保権への展開とビジネス法務学 .....284

- I. 金融機関の事業者支援体制とビジネス法務学への期待 〈284〉
  - 1) ビジネス法務学への期待 〈284〉
  - 2) 持続可能性とこれからの金融 〈288〉
- II. 事業性評価と新しい担保法制 〈289〉
  - 1) 事業性評価の本質とABLの共通項 〈289〉
  - 2) 経営者保証とABL 〈292〉
  - 3) 経営者保証改革プログラムから検証するABL再考 〈293〉
- III. ABL再考 —事業成長担保権へのアプローチ 〈295〉
  - 1) 経営者保証の本質と債務者の行動変容 —主役は事業者(債務者) 〈295〉
  - 2) 事業成長担保権から考察するABL再考 〈298〉
- IV. ビジネス法務学への期待とABL再考 —SDGsと地域金融— 〈300〉
  - 1) 事業性評価におけるABLのモニタリング機能 〈300〉
  - 2) コロナによる債権の柔軟性と債務者の行動変容につながる取り組み 〈302〉
  - 3) 地域金融における事業者支援とSDGsの関連性 〈305〉
  - 4) これからの金融人材を育成するために必要なビジネス法務学の視点 〈307〉
  - 5) SDGs的な観点からのABL再考 —事業成長担保権への新展開 〈309〉
  - 6) 結 語 〈310〉

<b>第3節 債権の良質化の変容と展望</b> .....	<b>312</b>
Ⅰ. 金融ビジネスとSDGsの関係性 <312>	
Ⅱ. ビジネス法務学の担い手とは <313>	
Ⅲ. ビジネス法務学の「教授法」の確立に向けて <314>	
Ⅳ. 金融実務から考察する債権の良質化の変容 <317>	
Ⅴ. 「結び」として <321>	

## 序 説

# 金融実務における良質な債権の考え方の 新展開と行動立法学

## I. はじめに

本書は、様々な金融行政の変遷を経て、債権者である地域金融機関と債務者である取引先企業との関係に変化が生まれ、債権に対する評価や考え方も様変わりしてきたことに焦点を当てるため、『債権の良質化における新展開』というタイトルを冠した。ここでいう「債権の良質化」とは、金融機関の実務実態に鑑みると、良質な債権の捉え方が「担保や保証」で保全されたものから、事業性評価等により事業の将来性を的確に評価したり、事業の継続・発展に向けて金融機関が本業支援することで、計画を立てながら事業者を支えていくことこそが、金融機関が有する債権を正常化させるものとの考えにシフトしていくこととなった。文字通り、債権の質を高めようと行動することにパラダイムシフトしたことを表すべく、債権の評価方法の変化を「良質化」と表現したのである。とりわけ、2014年に金融庁が発表した事業性評価に基づく融資<sup>1)</sup>は、金融実務に大きな影響を与え、これからの債権のあり方

---

1) 平成26年6月24日閣議決定した「日本再興戦略（改訂2014）」において、地域金融機関等による事業性を評価する融資の促進が明記された。また、金融庁が平成26年10月26



を再考する契機にもなったといえよう。

事業性評価に基づく融資は、これまで当然とされてきた不動産担保や保証に依存した融資に一石を投じ、債務者である取引先企業の事業内容や将来性を適切に評価して融資を行う新しい支援のあり方を提唱した。事業性評価に基づく融資を的確に行うためには、債権者である金融機関と債務者である取引先企業が同じ目線で事業の成長可能性などを把握する必要があり、協力関係が前提条件となる。民法の泰斗である我妻榮博士は債権者と債務者の関係について「契約から生じる債権者と債務者の関係は、当該契約によって企図された共同の目的にむかって協力すべき密接な関係を構成する<sup>2)</sup>」と論じている。債権とは双方の協力関係を構築するものであることを実に50年以上も前に定義している。筆者が提唱する「債権の本質論」はここを源泉としている。

事業性評価の考え方以外にも、ABL (Asset Based Lending) は「債権の本質論」に基づく考え方として長らく着目してきた。ABLとは、在庫や売掛債権などの流動資産を担保として活用する融資制度である。これまで不動産資産など「事業とは直接関係がないもの」が担保の主体となっており、資金調達手法を限定的にしていたが、ABLは売掛金や在庫など担保の対象範囲を広げ、業績に関する情報を双方が共有することでコミュニケーションを活性化し、互いの信頼関係を構築することを前提とした資金調達手法として提唱された。ABLは、債権回収のための担保という金融実務偏重の視点に対し、事業を継続させるための担保、すなわち、企業を「生かす担保」として活用を促された点は、事業性評価に基づく融資と通ずるものがあり、現在検討されている包括担保法制（事業成長担保権）にもつながる考え方として筆者も再注目している<sup>3)</sup>。

しかし、ABLは事業性評価に基づく融資と同様の理念でありながら、金融実務において定着しなかった。地域経済の中心を担う中小企業にとって魅

---

日に公表した「地域金融機関による事業性評価について」にて、地域金融機関による事業性評価に基づく取組が本格的に開始したとの記載がある。なお、事業性評価の定義については、平成26年9月11日に公表された「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」において、「金融機関は、財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、借り手企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価すること」と明記されている。

2) 我妻榮『新訂 債権総論（民法講義Ⅳ）』7頁（岩波書店、1964年）。

3) 水野浩児「顧客支援と包括担保法制の牽連性—生かす担保ABLの考え方の再評価と事業性評価に基づく融資」銀法875号93頁（2021年）（本書第3章第4節所収）。

力的な資金調達方法であり、地域金融機関も大いに活用して然るべき制度ともいえるABLには、大きな障壁があった。それは法的な不安定性である。金融機関は主たる役割として事業支援を行いつつも、大前提として金融の安定や預金者保護の責務を負う。そのため、経済的合理性や利便性に妥当性があったとしても、金融の安定や預金者保護を毀損する可能性のある制度は活用しにくい側面を有する。ABLはまさにその最たる例であったといえよう。そして、ABLの活用を阻害した要因の一つとして考えられているのが、譲渡禁止特約（改正後の譲渡制限特約）の存在である。

民法466条2項では、当事者が債権の譲渡を禁止または制限する旨の意思表示をしていても原則として債権の譲渡は可能であると規定している。すなわち、譲渡制限特約が付いている債権であっても譲渡はできるということだ。しかし、同条3項では、譲渡制限の意思表示がされていることを知っている、もしくは、重大な過失により知らなかった譲受人やその他第三者に対して、債務者は債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済や債務を消滅させる事由をもって、第三者に対抗することができるとしている。

これは一見、債務者が付した譲渡制限特約も一定の状況下で有効とすれば、中小企業の資金調達の観点からは円滑な利用を促進したように見受けられる。しかし、譲受人となる債権者である金融機関は、有効となりうる譲渡制限特約がある債権なのであれば、コンプライアンスの観点から、あえて問題を抱える可能性のある債権を譲り受けることを選択しない。金融実務から考えれば、それは当然のことであり、想像することは容易である。しかも、有効な譲渡制限特約がある債権を譲渡することは債務不履行の可能性も含んでいるため、実務的には非常に厄介な規程に見えたのだ。

その結果、ABLは新たな資金調達手法として提唱されるも法的な問題がクリアされず、融資の手法として定着しなかった。その点については、池田眞朗教授も立法段階から同様の指摘をされていたが、懸念点は払拭されることなく制定される運びとなったようだ。ABLのように金融実務において有効な手段が提唱されたとしても、法改正によってそれが骨抜きにされてしまうことが現に生じていた。その要因として、これまでの「民法学」が阻害

---

4) 池田眞朗「民法改正案債権譲渡部分逐条解説—検討と問題点」慶応法学36号41頁（2016年）。

要因になっているのではないか、という見方がある。民法学は本国において長らくの間、細かい条文解釈に偏重した解釈論一色であった。それが浸透し権威となった結果、民法学は実務における問題解決の法律としてのあり方よりも学理を究めることが優先される風潮にあったことは否定しにくいだろう。そのような中、新たな着想として「行動立法学」の考え方は、金融実務にかぎらず、私人間における現実的な動きを踏まえた課題解決の法律学として期待されている。池田眞朗教授は行動立法学について「大企業、中小企業、消費者、金融機関、というすべてのステークホルダーの行動を観察し予測して、それぞれの方向に進まなければならない。そのためには、人はどういうルールを作ればどう行動するのかを検討し、そのシミュレーションのもとに法律等のルール創り（予測と理念を合わせ持った「創造」）をする、ということがこれからの立法には必須でないのかという行動立法学の提言は、私にとって必然であったのである。そしてそれが、学理優先との批判があった今次の民法（債権関係）改正（つまり、現実に関わっている状況を改善するのではなく、学問的な説明の整合性をどうつけるかのほうに重きを置いてきたきらいがある）に対するアンチテーゼとして発信されたということなのである。<sup>5)</sup>」と論じている。これから具体的な検討がはじまる包括担保法制（事業成長担保権）において、行動立法学の考え方が盛り込まれることが強く望まれ、また、本書や本研究がその一助になることも祈念したい。

行動立法学に基づく法社会が形成されるためには「人はどういうルールを作ればどう行動するのか」を深く追究していかねばならない。しかも様々な立場にあるステークホルダーの視点をあまねく考慮する知見も要する。果てしない高みであるともいえよう。それであるがゆえに、この課題に真摯に取り組むには兎にも角にも「人とのつながり」が物を言うように思える。筆者は「債権の本質論」をテーマに地域金融機関を支え、ひいては地域経済の活性化を目指して研究と諸活動を重ねてきた。ここ数年の活動でとりわけ気付いたこととして、債権の「質」を左右する変数として「人」の影響度が年々大きくなっているということがある。ABLに始まり、事業性評価や包括担保法制などこれからの金融実務において、債権者と債務者による協力関係は

5) 池田眞朗「行動立法学序説－民法改正を検証する新時代の民法学の提唱」法学研究（慶應義塾大学）93巻7号（2020年）57頁。

6) 池田眞朗『債権譲渡と民法改正 債権譲渡の研究 第5巻』659頁（弘文堂、2022年）。

これまで以上に重要視されることになるだろう。債権者と債務者の協力関係とは、最もくだけた表現をすれば、銀行員と社長の信頼関係である。当事者である「人」同士のあり方が債権の「質」に直接影響を与えるといても過言ではない。債権は人と人の関係を映す鏡のようなものなのかもしれない。そしてその当事者同士は決して一対一とは限らず、多数対多数であったほうがより良質な関係になると考えられる。

餅は餅屋、という言葉があるように、金融実務において金融機関職員と取引先企業の役員だけで直面する課題を解消できるほど楽観視できる世界線は今後存在しえない。複雑に絡み合った前例のない問題に苛まれることがこれからは当たり前になる。すると、当然ながら一銀行員だけで、取引先企業が抱える諸問題を解決し、事業継続・発展に寄与できるパフォーマンスを発揮することは難しい。時には弁護士や会計士といった士業の専門性を必要とする場面や同業他社、地域住民、官公庁の支援を求めたいことも出てくるだろう。そうしたときに、どれだけ多くの人が、人と人をつなぐプラットフォームのような役割を担えるかが、これからの金融、ひいては、地域経済を支える地盤になると考えている。

筆者はこれまで研究者としてのキャリアを重ねながら、上場企業や中小企業、地域金融機関の社外役員を歴任し、近年は金融庁や財務局のアドバイザー業務など様々なバックボーンを有していることを活かし、数多くの地域金融機関を対象に研修を行っている。これは一人でも多くの地域金融機関職員に「債権の本質論」に気付きを得た状態で金融実務に勤しんで地域経済を変えてほしいという願いと、困難に直面した際に手を差し伸べ合える人的ネットワークの構築に寄与したいとの想いから、いまなお継続している活動である。願わくば、筆者の教えがどんどん多くの人に「人づて」で伝わっていき、その理念が多くの人の血肉となって、良質な金融実務の確立につながってほしい、と考えている。少し強引かもしれないが、実務に役立てる前提となる「ビジネス法務学」<sup>7)</sup>の確立に少しでも貢献できるものであり、「教授法」<sup>8)</sup>の観点をも包含している活動と自負している。法律学とビジネス法

---

7) 池田眞朗「ビジネス法務学序説－武蔵野大学大学院法学研究科博士後期課程の開設にあたって－」武蔵野法学15号（2021年）402頁。ビジネス法務学の定義や必要性について詳細に書かれている。

8) 池田眞朗「実務家教育COEプロジェクトの開始とその活動報告」池田眞朗編『アイディアレポート ビジネス法務教育と実務家教員の養成』1頁（武蔵野大学法学研究科、

務学の対比について、池田眞朗教授は、「出来上がったルールを分析し教授するのが法律学であったとすれば、現状分析と将来展望の融合、ルールの創造を目的とするビジネス法務学<sup>9)</sup>」と論じておられ、現実的な動きを踏まえた課題解決の法律学を探求していくうえにおいて、ビジネス法務学の考え方は極めて重要である、と考えられている。

以上の内容を源流とし、債権の本質について再考し、債権を「良質化」するための手法や考え方について論を展開していく。本書を手にとった方にとって、少しでも琴線に触れるものがあれば幸いである。

## II. 債権の柔軟性と実務の硬直性から着想を得た債権の本質的意義への気付き

第1章では、筆者が銀行員として金融実務に従事する中で気付きを得た「債権の本質」に関する諸論考、いわば本研究の出発点となる考え方を収録している。

第1節の「不良債権処理の根本的問題と部分貸倒れの損金算入の必要性」は、日本税理士連合会の日税研究賞を受賞したものであり、研究者への転身を決意するに至った筆者にとって最も重要な論文の一つである。本論考は、一見すると法人税法に関する内容であるが、実質的には債権の考え方について実務からの気付きをまとめたものであり、債権法の論考であると自負している。金銭債権の部分貸倒を認めない法人税法の規定が、当時金融機関が行う不良債権処理を遅滞させる要因となっている実態に着目し、法人税法において債務者側の事情のみで貸倒損失の判断をしてきたところ、債権の本質に鑑みれば債権者側の事情を考慮することも必要であることを論じている。

我妻博士は債権者と債務者の関係を「契約によって企図された共同の目的に向かって協力すべき密接な関係」と定義した。金融機関がこれから注力する事業性評価に基づく融資とは、債権者である金融機関が、債務者である取

---

2021年)。民間の営業部門等の人材にも、契約に関する「初等法務」の知識が必須のものとして求められる時代状況において、ビジネス法務を「教えられる」人材の養成、しかも単なるノウハウなどの経験知を教えるのではなく、それを一定の形式知あるいは理論知に高めて、継続的な「ビジネス法務学」の確立・発展、さらには教授していける人材を養成することが、時代の要請であると示されている。

9) 池田眞朗「これからのSDGs・ESGとビジネス法務学」池田眞朗編『SDGs・ESGとビジネス法務学』31頁（武蔵野大学出版会、2023年）。

引先企業の将来性を的確に評価することから始まる。金融機関と企業が協力するかたちで事業の維持・発展を目指す行為によって債権の質を向上する取り組みに直結するこの考え方は、法人税法における部分貸倒れの問題を考察した際の考え方に通ずるところがあり、「債権の良質化」を実務面と現実的な問題を踏まえて論じたものになっている。

また、資金調達手法が多様化する金融実務において、債権譲渡を活用した円滑な金融支援の実質化にも着目し、譲渡禁止特約の規定がそれを阻害している点について判例を交えながら、実務に即したルールの必要性を提唱した論考も同章には収録している。譲渡禁止特約の問題もその規定が企図する内容そのものの解釈ではなく、債権者と債務者の協力関係に基づく「債権のあり方」という視点で検討することによって、新しい視点から検証できることを示している。加えて、金融機関の行動に大きな影響を与える金融庁の方針や資産査定（債権の評価）に影響を与えていた金融検査マニュアルに関する言及、ならびにABLの理論と実態における乖離から生じた問題点については、新たに導入される担保法制の考え方にもつながる論点として本章で一部取り扱っている。

以上のように、第1章は約20年前から筆者が実務経験の中で感じた疑問や気付きを断続的ではあるものの時系列に記したもので構成される。現在直面する諸問題にも通ずる考え方は散りばめられており、債権の本質を再考する足がかりとして有用なものを選定した次第である。

### Ⅲ. 債権の本質的意義からの実務の考察と実務界のパラダイムシフト

第2章では、金融実務における債権の定義をあらためて指し示したうえで、その着想に基づいた金融検査マニュアルの廃止や事業性評価に基づく融資の取り組みについて具体的に触れつつ、「債権の本質的意義」の核心に迫った諸論考を収録している。

第1節の「現代における債権譲渡行為の実相とその問題点」では、金融実務において多様化する資金調達手法の中で、債権譲渡行為が頻繁に行われていた実態に着目し、債権の回収可能性が高い、すなわち不動産担保で保全されていることが良質な債権であるという考えが浸透していたところから、債務者の将来性を把握することこそが良質な債権である、と考え方をあらため

る必要性について提唱している。

2002年頃より売掛金担保による資金調達が本格的に導入され、2005年頃にはABLによる資金調達、2008年には電子記録債権法が成立するなど、立法面から資金調達に関する体制整備が一気に動きだし、中小企業支援のあり方は加速度的に多様化が進んだ。我妻博士は半世紀以上も前に金銭債権について「銀行は他人の金銭債権を金銭債権として利用するものである<sup>10)</sup>」と、現代の金融システムにおける本質を突いた考えを発しており、銀行の「金融債権の仲介者たる作用」の本質を踏まえてもこれらの法整備は示唆に富むものであったといえよう。しかしながら、この多様化は、担保主義が強い金融実務の考え方に回帰するものとして本質的な考え方が定着すべきところ、金融実務における取引慣習や文化のみならず、法整備の不安定さなどが阻害するかたちで理念通りの土着には至らなかった歴史がある。この点については、これからの法整備において踏まえておく必要がある。

法整備につながる別の観点として、金融検査マニュアルは約20年間金融機関の実務に大きな影響を与え、功罪両面の要素を残した。金融の安定化を図るべくマニュアルにより画一的な資産査定を実行した結果、中小企業の将来性を評価する金融機関職員のスキル低下を招いてしまった。その実態を危惧し、2014年頃より金融庁は担保や保証に過度に頼らず、企業の将来性を評価して融資を行う「事業性評価に基づく融資」を推奨することにつながる。

地域金融機関が取り組む事業性評価に基づく融資は、地域経済の活性化というより大きな課題に取り組むための手法にもなりうる。事業性評価では「顧客」（債務者）を知り、お互いの利益のために協力する関係性が求められる。お互いを知り、双方の利益実現のための諸活動は、取引先企業の成長に留まらず、その企業が根付いている「地域」に還元されていく。そしてその地域の経済に好循環をもたらすスキームへと展開することが期待される。

その将来性を見込み、その実現に向けた活動の一つとして、2016年3月に経済産業省はローカルベンチマーク<sup>12)</sup>を公表した。ローカルベンチマークは

10) 我妻榮『近代法における債権の優越的地位』301頁（有斐閣、1953年）。

11) 金融庁「地域金融機関による事業性評価について」（2014年10月24日公表）。「金融機関は、財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、借り手企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価し（「事業性評価」）、融資や助言を行い、企業や産業の成長を支援していくことが求められる。」とし、事業性評価の定義と方針を示した。

12) 経済産業省は公表されたローカルベンチマーク（略称：ロカベン）の定義を、「企業

企業経営者自身が自社を知るための効果や、債権者が債務者を知るためのツールとして役割が期待されるものである。筆者はローカルベンチマーク普及にかかる委員として関与していることも踏まえ、同章では事業性評価のポイントとローカルベンチマークの関連性についても触れていく。

以上のように、取り扱う題材は様々ではあるが、すべて「債権の本質的意義」への気付きを与える論考を中心に同章は構成することとした。

#### IV. 行動立法学的観点からの新しい法解釈

第3章では、債権の本質的意義を踏まえつつ、さらに「債権」を深掘りする契機となった「行動立法学」について触れる。行動立法学の考えが浸透していれば違った局面を迎えていた事例はいくつもあるだろうが、その具体的な事例としてABLに触れつつ、今後実装されてゆく包括担保法制（事業成長担保権）への展望を収録している。

情報化社会の進展による全世界をまたにかけたボーダーレスな取引社会の進展により、取引や契約は日本国内で完結することが当たり前ではなくなり、予測不能な時代へと突入していく。これからの法整備（ルール作り）は、これまでの法律学で定着してきた学理的な解釈論に偏重し、実務において使えないルールを生み出すことを避けなくてはならない。社会的ニーズのない法律は、無意味なものになるどころか、実務を阻害することにつながりかねない。

ABLがその制度の趣旨や理念に優れた取り組みであったものの、譲渡制限特約による法的安定性やそれを取り扱う金融機関におけるコンプライアンス的な観点からの課題に加え、実務負担・顧客負担が大きいことを理由に融資手法として確立しきれなかったのは、ある意味、ここで取り扱うには好事例であるといえよう。現在議論されている包括担保法制（事業成長担保権）などはABLの二の舞にならないよう立法側が努力しなくてはならない。

行動立法学の基本的な考え方は「新しいルールを創ったら、人はどう行動

---

の経営状態の把握、いわゆる「企業の健康診断」を行うツールです。」とし、「企業の経営者と金融機関・支援機関等がコミュニケーション（対話）を行いながら、ローカルベンチマーク・シートなどを使用し、企業経営の現状や課題を相互に理解することで、個別企業の経営改善や地域活性化を目指します。」と公表している。



するかという、その法律で対象となる人々の事前の行動予測の観点から法律というルールを創るべき<sup>13)</sup>との着想から「誰のためにどういう法律を創ることが最も良いのか、社会的に最適な立法をするための理念や方法論を考察する」ことに基づいてルール作りを検証することにある。

行動立法学の考えに立脚する「ルール創り」とは、ルール（法律や条例等に限らない広い概念である）を作る側の論理だけでなく、ルールが適用される人々やルールを使う人々の利益もトータルで考えることが重要であり、SDGsにおける「誰一人取り残さない」という考え方にも通ずる。行動立法学を提唱する池田眞朗教授は、ルールが生み出す利益（目的）は地域の活性化、さらには債権者・債務者をはじめ、様々な多くのステークホルダーの利益でなくてはならないとの考えを示し、それを「レインボーカラーの利益<sup>14)</sup>」と表現した。いずれかではなく、利害関係者全員にとってプラスとなる価値ある行動とはなにか、という考え方が今後は主流になってくることを予感させるといっていいだろう。

その風潮は金融庁にも流れている。金融庁が令和2年に公表した「担保法制の見直しに係る問題提起<sup>15)</sup>」において、現在検討が進められている包括担保法制（事業成長担保権）のキャッチコピーとして『「事業を解体する担保」から「事業を生かす担保」へ』と表している。これは池田眞朗教授が当時ABLについて「生かす担保」と表現したことに回帰するものであり、ABLが再注目を浴びたきっかけにもなっている。これもまた、関係者全員を救う方法として検討されているものといっても過言ではない。

以上のように、行動立法学を土台に、ABLの再考やこれから制度化される包括担保法制（事業成長担保権）を題材とすることで、これから「債権」をどのように使って、どういった世界（社会）を構築していくことが肝要か、筆者なりの考えを論じていく構成とした。

13) 池田眞朗「行動立法学序説—民法改正を検証する新時代の民法学の提唱—」法学研究（慶應義塾大学）93巻7号（2020年）57頁。

14) 池田眞朗・前掲注9）25頁。

15) 金融庁「担保法制の見直しに係る問題提起」1頁（2020年1月23日）。

## V. ビジネス法務における教授法の重要性

第4章では「ビジネス法務」における教授法を筆者なりに実践している事例を取り上げ、教授法確立の一助となる論考を収録する。

金融機関におけるこれからの最大の課題は、広義的な意味での「人的資本への投資」である。事業性評価に基づく融資も包括担保法制（事業成長担保権）も理念は非常に素晴らしいものがある。これらの考え方や制度の成否は、法整備や制度設計ももちろん重要な要素になりうるが、最後はこれらを使う「人」が鍵を握ることになるだろう。近年、金融業界は他業種と同様に人材流出が激しくなった。筆者が銀行員として従事していたころとは様変わりしている。金融庁も金融行政方針に明記するほど人材育成は課題としてとらえている状況にある。行動立法学に基づいた資金調達手法の確立だけではなく、それらを取り扱うことのできる人材の確保と育成も重要視されてきている。

筆者は追手門学院大学で「金融法」という講座を担当している。同授業では、金融について未熟な学生たちに「資金調達に役立つ法」として講義を進めることで、学生の反応に変化があった。金融法には融資をする側から見た「金融」と資金調達を行う側から見た「金融」の二面性がある。資金調達を行う側の目線は、事業性評価に基づく融資の実質化に通じるものがあり、実務においても重要な視点である。加えて、行動立法学の観点からも、金融法の解釈は「Finance（金融）ではなく、Funding（資金調達）」<sup>16)</sup>と考えることで見えてくる景色は大きく変わる。

この着想をより具現化した取り組みの一つとして、この章であらためて「ローカルベンチマークガイドブック」を活用する論考を掲載している。これまでであれば、ローカルベンチマークの使用解説書を作成するとなれば、各金融機関向けのものだけであっただろう。それが、同ガイドブックに関しては金融機関から支援を受ける側にある、各企業側の視点に立ったガイドブックが編纂されるに至った。金融支援において双方に立脚した思想が浸透している証拠でもあり、また「教授法」の一端が垣間見えるところでもあ

16) 池田眞朗・前掲注8) 177頁。

る。

これまでに見られなかった「創意工夫」をもって、新種の契約によって両者をつなぎ合わせていくことがこれからのビジネス法務の要諦であるという考え方は、円滑な金融を実質化するうえでも重要な観点であり、令和の金融においては最重要課題の一つになっている。各金融機関において若手・中堅職員の大量退職が続く現状を打破し、好転させるためには人材を育成するための「教授法」の確立とその担い手の増強は至上命題といえよう。

以上のように、ビジネス法務学はルールを創る要になる考え方<sup>17)</sup>であることを十分に理解し、それを確立された「教授法」を用いて多くの人材を導くことがこれからの地域金融を支える足がかりになることをはっきりとした輪郭でとらえてもらうことを目的とした構成としている。

## VI. ビジネス法務学へのパラダイムシフトと良質な債権の考え方へのアプローチ

コロナの影響や経済成長がない状態でのインフレなど、これまでに経験のないことが五月雨のように発生する事態に陥っている。そのような中、金融庁は令和4年12月に、経営者保証に依存しない融資慣行を確立させるため、経済産業省や財務省と連携し「経営者保証改革プログラム」の策定を打ち出した。この背景には、保証を徴求する際の手続きを厳格化することで、安易な個人保証に依存した融資を抑制するとともに、金融機関が注力する事業性評価による融資をさらに加速させることが目的としてあると見ている<sup>18)</sup>。

繰り返しにはなるが、金融実務において債務者の状況を的確に把握し、課題を共有する等将来について認識することが債権者たる金融機関に求めら

17) 池田眞朗・前掲注12) 26頁。

18) 池田眞朗・前掲注9) 31頁。「法律学との対比で見るとビジネス法務学の本質について、『動態をどう捉えるか』が要諦であるという点において、ビジネス法務学は、既存の法学のいわば対極にあることになろう。出来上がったルールを分析し教授するのがこれまでの法学であったとすれば、現状分析と将来展望の融合、ルールの創造、を目的とするのがビジネス法務学である。」と論じておられる。

19) 金融庁「経営者保証改革プログラム～経営者保証に依存しない融資慣行の確立加速～」(2022年12月23日) 経営者保証に依存しない新たな融資手法の検討(事業成長担保権(仮))とした表題で、「金融機関が、不動産担保や経営者保証に過度に依存せず、企業の事業性に着目した融資に取り組みやすくするよう、事業全体を担保に金融機関から資金を調達できる制度の早期実現に向けた議論を進めていく。」と明記されており、経営者保証に過度に依存しないことは、事業性への着目を前提としていることが窺える。

れ、その諸活動一つ一つの集合体として「良質な債権」が生まれることにつながる。その債務者を十分に理解するための局面には、様々な知見やスキルが必要であり、多様なアプローチ方法にも熟知していることも求められる。それを一人の金融機関職員がすべてをまかなうのは至難の業とっていいだろう。そこで頼りにすべき協力先として弁護士や公認会計士をはじめとした専門家に高い関心が寄せられつつある。

最終章では、債権を良質化するプレーヤーをつなげる役割としてこれから地域金融機関が担うべきこととその必要性について論じるとともに、時代の変化に対応できるビジネス法務学を具現化する手法である「教授法」について筆者なりの一考を示す。

行動立法学に立脚し、これからの実務に求められるルールは「規制法ではなく促進法<sup>20)</sup>」であり、長らく定着している法律学の解釈論から脱却し、ビジネス法務学的な発想を前提とした法整備が求められる。また、それを使う「人」の育成について前章でも触れたが、何もすべてを金融機関職員が一手に担う必要はない。時には周囲を巻き込みつつ、助け合い、協力しながら一つの目的を達成しようとひたむきに活動することが肝要となる。

筆者が地域経済エコシステムの発想に立ち、実際に様々な制度が実務上や実社会において受け入れられる創意工夫になっているかを検証するために取り組んでいる活動を、「教授法」の発展版として紹介しつつ、行動立法学の必要性和親和性をまとめていく。

筆者のこれまでの諸活動は、2023年3月に金融庁が公表した「業種別支援の着眼点」に委員として制作に関与したことによって一定の確立を見せた。先述した「ローカルベンチマークガイドブック」にも委員として関与したが、これらに共通していることは、債権者と債務者に架け橋となるものを構築し、相互理解を効率よく正確かつ丁寧に深めようとすることに筆者の考えが及んでいるという点である。すなわち、「債権の本質的意義」を理解し、その理解を源流として債権を良質化する取り組みに従事し、それを多くの人に還元するために「教授法」の観点から表現しているのだ。その根底には

20) 池田眞朗・前掲注9) 21頁。ルールを作って新たな取引形態の発展を支援する「促進法」は、行動立法学の観点からすれば、法律ことに民事法には、創意工夫を後押しするフレキシブルな要素が必要であり、これからの法律は意識的にそういう役割も担わなければならない、という主張に合致しており、好ましいものであると論じておられる。

「ビジネス法務学」の考え方が根付いている。

債権は一人では生まれない。少なくとも複数の「人」がいて初めて生まれるものである。そうした発想からも債権の「質」は「人」の質と換言できるほど、今後はより債権にかかわる「人」が重要視される。債権への携わり方は様々だが、債権の先には相手方の「人」がいることを踏まえ、双方のために何ができるのか、という債権のスタートラインに立ち返りつつ、現代社会を生き抜くために債権をどうしていくのか。それを考えることが原点であり新展開なのである。

# 初 出 一 覧

## 序 説 金融実務における良質な債権の考え方の新展開と行動立法学 書き下ろし

### 第 1 章 金融実務から考察する債権の本質

第 1 章の概要 書き下ろし

#### 第 1 節 不良債権処理の根本的問題と部分貸倒れの損金算入の必要性—円滑な金融機能回復を目指して—

「不良債権処理の根本的問題と部分貸倒れの損金算入の必要性—円滑な金融機能回復を目指して」

国際税制研究 NO.14 (2005年) 106頁以下

#### 第 2 節 債権者、債務者双方からの貸倒損失のアプローチの重要性—資金調達環境改善の後押し—

「債権者・債務者双方からの貸倒損失のアプローチの重要性—資金調達環境改善の後押し」追手門経済・経営研究 No.14 (2007年) 269頁以下

#### 第 3 節 譲渡禁止特約と譲受人の重過失に関する判例の考察

「譲渡禁止特約と譲受人の重過失に関する判例の考察」追手門経済・経営研究 No.17 (2010年) 61頁以下

#### 第 4 節 金融円滑化法期限到来から考察する債権譲渡の実相

「金融円滑化法期限到来から考察する債権譲渡の実相」追手門経済・経営研究 No.21 (2014年) 43頁以下

#### 第 5 節 金融円滑化における担保のあり方と債権譲渡の実相

「金融円滑化における担保のあり方と債権譲渡の実相」追手門経済・経営研究 No.22 (2015年) 87頁以下

### 第 2 章 ビジネス法務学につながる事業性評価と債権の本質的意義

第 2 章の概要 書き下ろし

#### 第 1 節 現代における債権譲渡行為の実相とその問題点

「現代における債権譲渡行為の実相とその問題点」『法律行為論の諸相と展開 高森八四郎先生古稀記念論文集』（法律文化社、2013年）219頁以下

## 第2節 企業経営における事業性評価のポイント—ローカルベンチマークの活用—

「企業経営における事業性評価のポイント—ローカルベンチマークの活用—  
ベンチャービジネスレビュー Vol.9（追手門学院大学ベンチャービジネス  
研究所、2017年）59頁以下

## 第3節 中小企業金融における事業性評価の本質的意義—金融検査マニュアル廃止 後における良質な債権の考え方—

「中小企業金融における事業性評価の本質的意義—金融検査マニュアル廃止  
後における良質な債権の考え方—商工金融70巻5号（商工総合研究所、2020  
年5月）5頁以下

## 第3章 行動立法学からみる包括担保法制（事業成長担保権）

第3章の概要—書き下ろし—

### 第1節 地域金融に有益な包括担保法制と行動立法学—本業支援に必要な事業性評 価の応用と債権の本質を考える—

「地域金融に有益な包括担保法制と行動立法学—本業支援に必要な事業性評  
価の応用と債権の本質を考える—銀行法務21・872号（経済法令研究会、  
2021年7月）4頁以下

### 第2節 顧客支援と包括担保法制の牽連性—生かす担保ABLの考え方の再評価と事 業性評価に基づく融資—

「顧客支援と包括担保法制の牽連性—生かす担保ABLの考え方の再評価と事  
業性評価に基づく融資—銀行法務21・875号（経済法令研究会、2021年9  
月）93頁以下

### 第3節 中小企業金融の近未来と事業成長担保権の評価—ABL再考—

武蔵野大学法学研究所主催の中村廉平教授追悼・担保法制シンポジウム「検  
討！ ABLから事業成長担保権へ—中小企業金融の近未来—（2023年2月  
28日開催）」講演—書き起こし—

## 第4章 ビジネス法務学と実務をつなぐ教授法の実践

第4章の概要—書き下ろし—

### 第1節 私の実務家教員論—銀行員から大学学部長へ—

池田眞朗編著「アイディアレポート—ビジネス法務教育と実務家教員の養成—  
—武蔵野大学『実務家教員COEプロジェクト』報告」（武蔵野大学法学研究  
所、2021年）85頁以下、および2020年12月4日開催講演会「私の実務家教員  
論—銀行員から大学学部長へ」を再構成

**第2節 金融機関職員に求められる能力とは** コンサルティング能力向上講座（第1回）

「取引先から一目置かれる担当者を目指す コンサルティング能力向上講座（第1回）金融機関職員に求められる能力」銀行法務21・829号（経済法令研究会、2018年6月）44頁以下

**第3節 令和の金融への対応、地域金融機関の常識を変える必要性** 令和時代に求められる地域企業支援のための人材育成（第1回）

「令和時代に求められる地域企業支援のための人材育成（第1回）令和の金融への対応、地域金融機関の常識を変える必要性」銀行法務21・856号（経済法令研究会、2020年5月）46頁以下

**第4節 実抜計画とロカベンの併用で「伴走支援」を確固たるものに**—企業評価から地域理解へのウイングを広げ、共にリスクテイクを—

「実抜計画とロカベンの併用で『伴走支援』を確固たるものに」週刊金融財政事情・秋季合併号2021.10.26-11.02号（金融財政事情研究会）21頁以下

**第5節 ローカルベンチマークを活用した企業支援のすすめ** ローカルベンチマークと企業支援 ～金融機関と企業の対話～

「ローカルベンチマークを活用した企業支援の勧め ローカルベンチマークと企業支援～金融機関と企業の対話～」銀行法務21・885号（経済法令研究会、2022年6月）10頁以下

**第5章 ビジネス法務学への期待及び債権の良質化の変容と展望**

第5章の概要 書き下ろし

**第1節 「水野ゼミ」によるビジネス法務学の実践と教授法の事例**

書き下ろし

**第2節 ABL再考——事業成長担保権への展開とビジネス法務学**

書き下ろし

**第3節 債権の良質化の変容と展望**

書き下ろし



## 【著者紹介】

水野 浩児 (みずの・こうじ)

追手門学院大学経営学部学部長 教授

1968年生まれ。関西大学大学院法学研究科修了。南都銀行にて10年以上企業融資や主計業務等を担当。2006年追手門学院大学専任講師に就任。その後、准教授を経て現職。

専門分野である民法（債権法）を介して、地域金融機関が注力する事業性評価の本質について研究を行うほか、金融専門誌への寄稿や金融機関向けの研修・講演などを多数実施している。2020年7月より財務省近畿財務局の地方創生支援事業「ちほめん」アドバイザー。経済産業省公表「ローカルベンチマークガイドブック」の編集委員、金融庁公表「業種別支援の着眼点」の研究会委員を歴任、広く実務と研究を融合させた活動を実践する。

主な著作に『事業性評価スキルの強化書』（経済法令研究会）ほか寄稿・論文多数。ラジオ大阪で20年近く番組を担当、2005年より「水野浩児の月曜情報スタジオ」のパーソナリティーを務める。

北おおさか信用金庫非常勤理事  
アルインコ株式会社社外取締役

---

# 債権の良質化における新展開

---

2023年9月15日 初版第1刷発行

著者 水野浩児  
発行者 志茂満仁  
発行所 (株)経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21  
電話 代表 03(3267)4811 制作 03(3267)4823

<https://www.khk.co.jp/>

---

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

カバーデザイン／清水裕久 (Pesco Paint)

制作／西牟田隼人 印刷／日本ハイコム(株) 製本／(株)ブックアート

---

© Koji Mizuno 2023 Printed in Japan

ISBN978-4-7668-2503-9

定価はカバーに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えます。